

## 知事定例記者会見（定稿）

日 時 令和5年4月27日（木） 14:00～15:00  
場 所 別館2階 記者会見室

（知事）

どうぞ、よろしく申し上げます。今日の花は、ガーベラ、ピンクと、それから赤ですね。それから、カーネーション。優しいカーネーションは、緑色のカーネーションとピンクのカーネーション。それからバラ、ピンクのバラがございます。この花、今回の花はですね、来たときにすぐに気づいたわけですけれども。いつもとちょっと違うでしょう。静岡デザイン専門学校、フラワーデザイン科の生徒さんが作ってくださったということでもあります。静岡県産の花卉を使用した、春らしい彩りが感じられるアレンジとしたということでもあります。普段は東館の2階のロビーに展示してございますので、お楽しみくださいませ。さて、まず朗報からでございますが、静岡大学電子工学研究所の寺西信一先生、現在、特任教授でいらっしゃいますが、2023年の1月、光を電気信号に変換する半導体デバイスのイメージセンサーに使われる、「埋込フォトダイオード技術」の発明と開発の功績で、全米テレビ芸術科学アカデミーが主催する「第74回技術・工学エミー賞」を受賞なさいました。おめでとうございます。エミー賞は放送業界の大きな業績を顕彰する国際的に最も権威のある賞であり、これまで青色発光ダイオードの発明でノーベル物理学賞を受賞なさいました、中村修二先生などが受賞されております。寺西特任教授の御活躍に加えまして、実は、過去に静岡大学名誉教授の露無慎二先生が国際植物病理学会フェロー（荣誉賞）を受賞されていたことも判明いたしましたので、今回あわせて登録いたしましたので、2013年6月の富士山の世界遺産登録から数えまして、なんと140件となりました。1か月に1件以上のハイペースであります。

続きまして、東アジア文化都市2023静岡県、春の式典などの実施に関わることでございます。デジタルサイネージを御覧ください。まず東アジア文化都市2023静岡県の春の式典を、5月2日火曜日におきまして、グランシップで開催するので、ここに発表させていただきます。本県の式典に先んじまして、4月13日には中国の梅州市、4月26日に韓国の、昨日ですね、韓国の全州市で式典が開催されました。梅州市の式典には、私がビデオメッセージを送りまして、本県の上海事務所員が出席いたしました。次のデジタル2から5枚目まではですね、全州市の式典に出野副知事以下の行政団が参列いたしましたので、また、劇団SPACが講演を行いましたので、御覧くださいませ。ということでございます。次、デジタルサイネージのを6枚目をお願いいたします。そして、5月2日火曜日15時

30分、静岡県の春の式典を、グランシップ中ホールにおいて開催いたします。式典には、梅州市と全州市が参加していただきます。全州市の芸能団はステージで舞踊を披露していただき、中国の成都市及び梅州市の芸能につきましては、映像での紹介となります。次のデジタルサイネージをお願いいたします。静岡県の芸能につきましては、この3時半からの式典後、駿府城公園におきまして、SPACの特別公演、天守物語を披露いたします。式典以降、いよいよ東アジア文化都市の事業が本格化してまいります。ゴールデンウィークには、SPACによるふじのくにせかい演劇祭や浜松まつりなども認証事業として実施いたします。マスコミの皆様には、こうした認証事業の報道を、ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、東アジア文化都市 2023 静岡県がらみの発表でございますが、民間助成プログラムを募集いたしますので、この件につきまして発表させていただきます。まず事業内容につきまして、静岡県の理事の渋谷さんから、彼が今、全責任を持ってやってもらって、獅子奮迅の活躍であります。どうぞ。

(県理事(東アジア文化都市担当))

東アジア文化都市担当の県理事の渋谷でございます。いつも報道ありがとうございます。ぜひ、式典の報道もよろしくお願いいたします。本日はですね、東アジア文化都市 2023 静岡県のブランドのもとで、認証プログラムとして地域の活性化や観光の振興等に繋がる多彩な事業をですね、民間団体から募集をいたしまして、審査のうえ、選定した団体に助成をする事業の募集の開始のお知らせでございます。こちらにありますように、応募は、東アジア文化都市 2023 静岡県のホームページ上の申請フォームから行っていただきます。募集期間は令和5年4月27日、明日から、5月26日までとしまして、事務局で内容を審査の上、6月16日に助成先を決定いたします。次お願いします。助成の対象となる事業ですが、令和5年12月31日までに実施することが条件といたしまして、東アジア文化都市事業として、国際交流に資する事業や静岡県の魅力を発信する事業をやっていただきます。助成の上限額ですけれども中国・韓国をはじめとする海外との交流を内容に含む事業が50万円、その他の事業は30万円を上限といたします。また、助成の率は非営利団体によりましては、助成対象経費の4分の3。その他の団体は2分の1以内とし、総額3000万円の予算で100本程度を予定してございます。詳細につきましては、この後東アジア文化都市 2023 静岡県のホームページに掲載いたしますので、報道のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(知事)

どうも、渋谷さんありがとうございました。御案内の通りですね、普通ですと、今回こういう募集をして、来年度か再来年、本番を迎えるというのが通常の段取りなんですけれども、昨年の8月に文科大臣の方から、この本年1月1日から12月31日まで東アジア文化都市として静岡県活躍してくださいということでございましたので、準備期間、実際にはゼロに等しいわけですね。それですから渋谷氏がこの担当の理事になったのは去年の暮れです。その段階からやってみるので、文字どおり、動中の工夫といいますが、動中の工夫は静中の工夫に勝ること百千億倍すという、白隠禅師の言葉がありますけれども、こうせざるを得ないような状況ですね、そういう意味で、皆様方この事情を御賢察のうえ、ぜひ、今年、日本の文化の顔、日本のいわば文化首都と公認されておりますのでですね、奮って御応募いただければというふう存ずる次第であります。

続きまして、新型コロナウイルス関連についてであります。サイネージの1枚目を御覧ください。5月8日から新型コロナの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更となることが決定されました。また、これに伴いまして、県民や事業者の皆様方の行動自粛の要請など、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく一律の対応は終了となります。本日はこの2点について御説明を申し上げます。まず、コロナ患者が県内で初めて確認されてから3年余りが経ちましたが、県民の皆様方の感染拡大防止対策への御協力はもとより、なかんずく医療関係者の方々、福祉関係者の皆様方、事業者や市町など、多くの皆様方の多大な御協力、御尽力を賜りまして、いくつもの感染拡大の波を乗り越えてまいりました。厚く感謝を申し上げます。まず、感染症法上の位置づけの5類感染症への変更についてであります。5類に変更、移行することに伴いまして、新型コロナに感染した場合の外出自粛が求められなくなります。一方、医療費等の自己負担が発生いたします。また、感染者への食料支援もなくなります。こうした変化が生まれることとなります。医療提供体制につきましては、この5月8日の5類移行後は、コロナ患者を幅広い医療機関で受け入れる体制への移行を進めてまいりますが、当面は相談体制、あるいは重症者等向けの病床の確保は継続いたしますので、県民の皆様におかれましては、御安心くださればと存じます。この詳細につきましては、今日、感染症対策担当部長の後藤さんが来てますので、御説明を申し上げます。

#### (感染症対策担当部長)

感染症対策担当部長の後藤でございます。私からは、5類感染症の移行に伴いまず、変更点について補足説明をいたします。まず、感染した場合の療養期間でございます。こちらであります。現状ではですね、原則、発症翌日から7日間、外出自粛が要請されてございます。5類移行後は一律に外出自粛を要請されるこ

とはなくなります。推奨としてですね、発症日の翌日から、5日間経過するまでの間などは外出を控えていただくことが推奨されてございます。また、5類移行後は、新型コロナ患者の濃厚接触者として特定されることはなくなり、外出自粛は求められなくなることとなります。次に医療費等でございます。これまで、外来の初診料等の一部を除きまして、患者さんの自己負担はございませんでした。5類移行後は、検査費用や処方箋料、解熱鎮痛剤等、自己負担が発生することとなります。おおむね、季節性インフルエンザと同程度の自己負担となり、負担割合が、3割の方で4000円程度になるかなというふうに試算をしております。また、入院につきましても、今後は医療費、食事代ともに、通常の入院と同様に自己負担が発生してまいります。このうち、高額療養費制度にかかる自己負担につきましても、9月末までの措置として、所得に応じて最大2万円が軽減されることになってございます。次お願いします。続きまして、医療提供体制でございます。先ほど知事からも説明があった通りでございます。5類移行後も引き続き、必要な医療提供体制の確保を行ってまいります。外来診療につきましても、より幅広い医療機関に対応できるよう体制を整備し、発熱等診療機関を引き続き県のホームページで公表してまいります。また、入院につきましても、コロナ病床を確保している病院を中心にですね、受け入れてきました。移行準備期間を5月ですね、経まして、6月1日以降、軽症・中等症Ⅰの患者様は、原則、県内の全ての病院で受け入れをお願いします。最大、また450床程度ですね、病床を確保しまして、その病床で重症それから中等症Ⅱの患者様を重点的に受け入れることとしてございます。発熱等受診相談センター等で対応してきました相談体制は当面継続をしてまいります。また、5月7日をもって宿泊療養施設、健康観察、食料支援などの自宅療養支援は終了をいたします。次お願いします。続きまして、感染者数の把握等についてでございます。現在、患者の実数を毎日、全数把握し公表しております。5類移行後は定点把握となりまして、139か所の定点の医療機関、1週間の平均患者数を週1回把握し、公表することとしてございます。毎週公表してきました国評価レベルにつきましても、5類移行により廃止となると聞いてございます。県として、評価レベルは継続しまして、感染拡大時には、県民の皆様に対して注意喚起を行うことを考えてございます。次お願いします。最後にワクチン接種についてでございます。今年度は無料接種が継続されます。5月8日から、オミクロン株対応ワクチンの2回目接種が開始されます。対象は高齢者の方、それから基礎疾患のある方、医療従事者及び高齢者施設等従事者でございます。高齢者の方に対しては、今月下旬からですね、5月にかけて、各市町から接種券が順次送付されます。内容を確認のうえ、接種について御検討をいただきたいと思っております。なお、高齢者以外の方々につきましても、接種券の発行申請が必要としている市町もございます。お住まいの市町に確認をいただ

きたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

(知事)

ありがとうございました。5類に移行いたしましても、新型コロナの感染力の強さなどの特性は変わりません。年に数回の流行を繰り返すことが想定されております。県では、新型コロナの流行や、新しい変異株発生の状況を把握いたしまして、感染再拡大の傾向が見られる場合、注意喚起情報を発信いたします。県民の皆様、事業者の皆様におかれましては、状況に応じたマスクの着用、換気の徹底などの基本的な感染防止対策について、引き続き御協力をお願い申し上げます。さて次、サイネージ8枚目を御覧ください。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対応の終了についてであります。飲食店や宿泊施設の皆様を対象に実施してまいりました、第三者認証制度、いわゆるふじのくに安全安心認証制度。これは廃止いたします。5月8日をもって廃止いたします。また、事業者の皆様をお願いしてまいりました。イベント開催時の感染防止安全計画の、県や市町への提出についても廃止いたします。しかし、感染拡大防止対策は引き続き必要でございますので、これまでのノウハウを生かし、自主的な感染防止対策をお願いいたします。なお、県庁内の対応といたしましては、職員のマスク使用を、これも個人の判断に委ねるということに変更いたします。説明は以上でございますが、今後の流行に備えまして、引き続き、感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。私からの発表項目は以上であります。

(幹事社)

幹事社の時事通信です。よろしく申し上げます。ただ今の知事の、この発言についてなんですけれども、5類に移行するということで、今後のその経済活動などへの観光面も含めた影響ということについては、どのようにお考えでしょうか。

(知事)

大いにプラスの方向に影響するというふうに見ております。実際、過去半年とそれ以前の半年と比べまして、この第8波がだんだんと落ち着いてきたということもございまして、巣ごもりの状態から旅行に出られる方が増えてきて、この傾向が、更に拡大するであろうというふうに見込んでおります。そういう意味で、密の状態も増えるということでもありますので、ですから、これまでの皆様方3年間の感染対策、状況に応じてマスク、あるいは換気を励行するなど、ぜひ、御自身の判断で感染対策をお願いしたいと。しかし、通常の経済活動に戻るということでございます。

(幹事社)

では、知事の冒頭の発表項目について質問のある社をお願いします。それでは、幹事社の方から質問をさせていただきます。1問目は今、冒頭質疑でありましたので、2問目に移らせていただいて、先日、岸田文雄首相が街頭演説を行う予定だった和歌山市の漁港で爆発物が投げ込まれるという事件が起きました。昨年の安倍晋三元首相の銃撃に続く、選挙中の襲撃事件ということになったわけですが、知事の受け止めをお聞かせください。

(知事)

まさに、この選挙期間中に起きた暴力の事件で驚愕いたしました。日本は憲法によって、表現の自由、言論の自由というのが保障されております。こうした中で、言論の戦いである選挙の中において、爆発物を投げつけると。不幸中の幸いでありまして、どなたも傷つかれることはなかったということでございましたけれども、殺傷力のあったことは、その後の検証で明らかでございました。こうしたことはですね、卑劣な行為です。決してやってはいけないと。自分の主張することが、何かどなたかに受け入れられなければ、自らがそのターゲットになることを許すこととなりますから、こういうですね、言論の自由を暴力によって圧殺するということは決してしてはなりません。そういう考えでございます。こうした中、岸田総理はその後の演説予定を予定どおりこなされたということは、言論の自由を体現するものとして、暴力に屈しないという姿勢を示されたものだということで、ここを立派であったなというふうに私は思っております。屈しなかったという姿勢が、この間、これによって示されました。さしあたってその程度でございしますが、はい。

(幹事社)

ただいまの幹事社質問及び知事の回答について、質問のある社をお願いします。それではその他の質問のある社をお願いします。

(記者)

読売新聞です。原子力災害時の広域避難計画について伺います。県が、浜岡原発31km圏内の住民を対象に昨年11月から12月に行った避難意向調査で、地域の広域避難計画を知っている住民が4割弱、避難先を知っている住民が2割強だったという結果が出ました。多くの住民が計画や避難先を知らない現状、知事はどう受け止められてますか。

(知事)

これは今日の読売新聞だったのでしょうか。昨日ですか、で、拝見しました。これはいわゆるPAZ、並びにUPZってのがございまして、11市町あるわけですが。その人たちの避難行動につきまして危機管理部の方で調査をしたものでございまして、それを、読売新聞さんの情報開示の請求に応じまして、それを報道して下さったということで、今、現状がどのようになっているかを、広く知らせて下さってありがとうございました。これは、アンケート結果をもとに、どのように、いわば避難をするのがいいかと。また避難をするべきなのかということですね、こちらの方で方針を立てるために調査したものでございます。これについて、実際にそれを担当しました者がここに来ておりますので、山田報道官が今日同席しておりますので、山田報道官の方から御説明をお願いします。

(危機報道官)

危機報道官の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。調査の趣旨につきましては、ただいま知事が申し上げた通りでございます。避難計画や避難先につきましては、これまでも住民説明会での広報でありますとか、広報誌の掲載によりまして、逐次周知に努めてきたところでございます。今回、こうした結果を把握できたということを受けまして、この周知につきましては、より一層深めてまいりたいというふうに考えております。アンケート調査の結果につきましては、関係する11市町と共有しているところでございまして、こういった市町と連携しまして、今後とも広報誌の掲載、それから住民説明会等がございまして、こういった機会の利用、それから原子力の防災訓練等ございまして、さらなる浸透を図ってまいりたいと思っております。それからですね、認知度につきましては、このPAZとUPZ、あるいは、高齢者と若年層で、知っていらっしゃる方の度合いが違うということも判明しておりますので、いわゆる適時、適切な広報媒体を活用しまして、必要な方に情報が届くように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

(記者)

すいませんあの、事務方の説明ありがとうございました。大丈夫でございます。改めてなんですけども、あの知事の方から、こういった結果が出てですね、住民で避難計画を知らない方とか、そういった内容が出てきましたけれども、簡単に所感といいますか、御感想があれば。

(知事)

まず、この避難先の12の都県だったのでしょうか、ここが受け入れて下さってですね、そして、またどこに避難するかということで11市町がそれぞれ避難計

画を作ってください、それができたと。今度はそれを周知徹底させるという段階になっているわけですが、残念ながらまだ十分に知らない人が多いと。それからまた、もう既にわれわれの方として問題意識を持っていたのは、仮にこれが冬季であればどうするかと。この太平洋側がこの原子力災害が起こった場合、日本海側に逃げなければならないということで、日本海側の県の皆様方にも御協力をいただいているわけですが、果たして冬の中に、雪国の中に逃げられるかどうかという、そういう問題は当初に持っていたわけですね。そうしたとき、どうするかと、バス、車、あるいは、鉄道等がありますけれどもその辺のところをですね、も含めて、まだ、避難計画については詰めるべきところが相当あると。しかしながら、平時において、それぞれの11市町が、避難先と、連携というのもおかしいですが、避難先はどこであるかどうかを知っていることが大切だと思うんですね。ですから、その土地勘を持つためにも、平時に交流を深めていただくようなことが、それぞれ11市町で相手先と避難先と交流の深まりに繋がればよいなど。それが有事の際に生きればよいなというふうに、私は今のところ思っているところであります。

(記者)

ありがとうございました。

(記者)

すいません、SBSテレビです。よろしくお願ひします。静岡市葵区の杉尾・日向の盛土についてなんですけれども、今月、措置命令を県が出されたということがあったと思うんですが、それについての御所感と、これまで出されてこなかったと思うんですが、このタイミングで出された理由について教えてください。

(知事)

そうですね、これはもう、報道にもあったとおりでありますけれども、違反行為者に対する指導方針として、行為者がですね、行政指導に従わなかった場合の対応の1つとして、行政処分、これを考えていたわけですね。検討したことは事実です。しかし、なぜ行政処分に至らなかったのかという反省がありますが、当時の詳細な資料はないんですね。それでもう、辞めてる職員もおりますので、現在、当時の関係者のリストアップを行って、OB職員を含めた関係者に、事情の確認を進めているところです。私は、この事業者に対して行われた指導事実に基づく今後の対応方針を中心に報告は受けておりますけれども、当時の個別の場合、指導の内容につきましては報告を受けておりませんでした。しかし、今はわかって



おります。現在の事業者に対する指導状況でございますけれども、先ほど御案内した通り、4月3日付けで静岡県砂防指定地管理条例による監督処分を行い、事業者に対して、現状の回復を命令したということであります。また、5月8日までに、原状回復のための計画書の提出を求め、5月19日までの工事着手を求めているという状況であります。

(記者)

ありがとうございます。今のところ、その事業者側が措置に応じるような姿勢は見えているのでしょうか。

(知事)

今、刑事告発を受けておりますので、しかし、われわれとしては、断固とした態度を、今、こういう事実がわかった以上、するべきであるということで発出したということであります。

(記者)

ありがとうございます。

(知事)

はい。

(記者)

産経新聞でございます。ちょっとこれ確認になるのでございますけれども、リニアの件ですね、先の会見でも、難波市長がですね、利水協議会に参加する意向を示されたりとか、あと、同じように会見の中では、水のことについては、B案が有力だというようなことも、難波さんがおっしゃっていたと。こういう中で、専門委員会なんかが開かれると、これ、まだまだなかなか溝が埋まらないという状況があるという状況だと思うんですが、こうした中で、JR東海であるとか、あるいは国交省の関係者からは、知事が、現行のルートよりも、例えばリニア中央新幹線の現行のルートがありますけれども、これより100km北側の松本を通るルートにするべきだという案ををお話になられたりとか、それから、大阪までの一括での開業、名古屋までまず開業して、という案ではない、大阪までの一括開業するべきだとの案を、最近よくお話になってるということ、という声ですね出ていると。これJR東海と国交省からで。この案というのはですね、現状においても、提言、提案という形でお話になってらっしゃるということでしょうか。

(知事)

いいえ、違います。現状はですね、私ども、いわゆる専門部会2つございますけれども、そこで詰めるべき項目が47項目ありまして、これをスムーズに進めるべく、国交省の方から有識者会議を開いていただきまして47項目のうち、全量戻しについて、まず、それなりの中間報告、実質最終報告を出されたわけですね。そしてまた、今は、この全量戻しの方法として、JR東海さんが東電さんと連携しなくちゃならないわけですが、いわゆる取水抑制案を出されていまして、これの実現性について、利水関係協議会で議論していただいております。そしてこの、これがですね、県の基本的な姿勢なわけです。ですからあの、公式上、それ以上のことを私はしておりません。

(記者)

ということ、という意味では、現状のB案とかも含めまして、議論になっている部分を着実に進めていくという方向性には変わりはない。

(知事)

そうです。JR東海の今回、社長が交代いたしまして、先般、金子社長（正しくは、「金子会長」）、丹羽新社長がお越しになられて、そのことを確認しました。科学的・工学的に議論をしていきたいと思います。私どもとしてはですね、前提にあるのは、去年の6月に閣議決定された内容ですね、静岡工区における南アルプスの自然保護と、南アルプスを水源とする命の水、これの保全と。これを前提にした形でのリニアの推進と。これが基礎でありまして、それが、保全ができるかどうか、これから盛土であるとか、あるいはその、生態系、今、やっていただいておりますけれども、こうした議論、全然、まだ結論出てませんのでね。この結論をしっかりとJR東海は、資料、環境影響評価に関わる資料をお出しいただいて、関係協議会で、利水協議会（正しくは、「利水関係協議会」）で議論していただき、その代表として、われわれは専門部会ですね、しっかり議論を詰めます。これが今のわれわれの基本的な姿勢であります。

(記者)

わかりました。

(知事)

はい。

(記者)

NHKです。よろしくお願いします。大きく2点あるんですけども、まず杉尾・日向の盛土についてなんですけれども、その砂防指定地管理条例の措置命令で、今、知事が5月12日に工事着手を命じていて、強い指導を行っているというお話があったんですけども、3月の盛土対策会議の中でですね、行政代執行も早期に行うことを視野に入れるというようなお話があったかと思いますが、行政代執行については、今も視野に入れているということは変わらないのか、そのあたりの今の考えを教えてください。

(知事)

はい、視野に入っております。

(記者)

それは、強い指導をしたうえで。

(知事)

もちろんです、はい。

(記者)

応じなかったら、行政代執行を行うということでよろしいですか。

(知事)

はい。

(記者)

わかりました。ありがとうございます。あとリニアの関連なんですけれども、先日、島田市長と藤枝市長と、あと牧之原市長が、国土交通省の上原鉄道局長を訪れて、田代ダムの協議における国の積極的な関与を要望しました。これについての知事の受け止めと、今、国への期待していることを教えてください。

(知事)

はい。国が有識者会議を開催するというふうになさいますして、そのときに、国と5つの約束をいたしまして、合意していただいたわけですね。そのうちの1つがですね、このJR東海に対して、指導官庁として、御指導を賜ると。全面公開と、それから47項目全部議論するというので、今、申しあげました、この国の関与、これをしっかりしていただきたいと。この流れに沿った、今回の流域市長の方々の、しびれを切らした要請だったのではないかとということで、われわれと基

本的なスタンスは一緒であるというふうに受けとめております。

(記者)

わかりました。その要望の後の、ぶら下がりの取材の中で、流域のある市長さんがですね、JRと県の協議について、ああ言えばこう言うという状況が続いているというような評価をされる発言もありました。去年7月に県が早期着工を目指す期成同盟会に入ったことが、なかなか評価されていないように見受けられるんですが、そのあたりはどう見てらっしゃいますか。

(知事)

はい、むしろ入っていなかった方が異常だったわけですね。ルート上の全ての都府県は入ってるわけです。われわれのところにルートが決まりましたのが、2010年のことで、つい最近のことですね。ルートは、大まかには、実は1970年代ぐらいから決まっていたわけです。ですから期成同盟会も1970年代からあるわけです。そうした中でですね、われわれ新参者でありますけれども、期成同盟会というのは3つの事柄をするというふうに規約でうたわれてるわけですね。1つは調査・研究、広報・啓発であります。それから、様々な陳情請願を行うということ。第3点は、それに類することということでございまして、われわれは実際にはですね、影響評価に関しまして、様々な調査を、専門部会、あるいはJR東海さんとの御協力を得ながら、県の担当者がやってるわけですね。こうしたことを、やはり、この1つの調査でございまして、多くの方々、関係者の方々に知っていただくべきであるというふうに思っております、それが、この規約に則ってできるということのメリットがございまして。

(記者)

その規約をのんだうえで既成同盟会に入ったにも関わらず、流域の自治体さんから、ああ言えばこう言うという評価されたことはどうしてだとお考えですか。

(知事)

これはですね、議事録をきちっと御覧いただければ、あるいは、その会議の様態をですね、御覧いただければわかりますけれども。全部公開でやってるわけですね。ですから、喧嘩をしてるのではなくてですね、疑問点に対して、しっかりとこの疑問を晴らしていくという、この手続きをやっているわけでございます。したがってですね、何かこの、言い争いをしてるのではないんですね。1つ1つ、その疑問点を、解消していく作業をしてるわけですね。これはあの、流域市町の人たちの生活や、産業や、あるいはこの水資源、これそれ自体をですね、守り、

かつ、そこに息づいている生きとし生けるもの、こうしたものを守ると。これは広い意味で国策ですから、すなわち、南アルプスは国立公園です。そしてまた、ユネスコのエコパークでありますから。この国立公園、これを保存していくと。特別保護区としてですね、保存すると。Biosphere Reserveと言われるものが、ユネスコの、南アルプスへの、中身なわけです。biosphere、すなわち生命権、生物圏をリザーブすると。保存すると。これを日本政府が約束して認定されたわけですね。ですから、これはもう明確な国策です。だから、こうした国策に悖るようなことをしてはいけません。ですからですね、私どもは、言わば富士山が父、南アルプスが母だと。この両親の体に傷つけるっていう場合にはですね、よほどでなければなりません。ですから、この場合はどうですかと。例えば、盛土の場合ですね、370万立米を大井川の上流に置くというわけですが、これについても、これについては、1000立米以上は、これは盛土条例の規制対象になりますから、こうしたことが平気でそのままですね、工事進めるわけ行かないでしょう。こうしたことを、きちっと、どう処理されるのですかということですね、公開の場で、JR東海は事業者として、説明するべき義務があるわけです。それは、環境大臣意見、あるいは国交大臣意見、2014年だったと思いますけれども、にですね、出されております。ユネスコのエコパークに抵触する可能性があるから、この点については重々に注意しなくちゃいかなというように、環境大臣からも出されております。ですから、こうした観点に立って議論を進めているわけでございますので、そうした中でですね、十分なる環境影響評価がなされていなかったということが明らかになってるんで、一見、時間がかかっているようでありますけれども、これはあの、1970年代からやっている地域とは事情が違います。ですから、その辺のところはですね、ああ言えばこう言うっていうのは、ぜひ、もう少し丁寧にですね、議論の中身を見ていただいて、何がまだ解決すべき論点として残されているのかという、そういう観点です、見ていただきたいと思えますね。

(記者)

わかりました。最後にしますけれども、まさにそういう、じっくりとした協議が続いている今の状況を、知事が見ていらっしゃる中で、その知事がかねておっしゃってる、その流域自治体の意見を尊重するっていう状態に今なっているというふうにお考えですか。

(知事)

はい、もちろんです。今回の、いわゆる田代ダムの取水抑制というのは、去年の4月、すなわちもう丸1年前にですね、JR東海さんが出されたものです。これ

はもちろん取水抑制をする権利を持っているのは、東電さん、東電BP（正しくは、「RP」）ですから、東電BP（正しくは、「RP」）との話が終わったものだと普通思うじゃないですか。ところが話を聞いていくと、東電BP（正しくは、「RP」）の方は承知してないということがわかりまして、東電BP（正しくは、「RP」）の方から様々な要件がJR東海に突きつけられて、これを私どものところに持ってこられてですね、そして、この流域の人たち全てに、20団体ぐらいのところには1つ1つ当たって、そしてですね、全員の御了解を得たうえで、しかも、例えば焼津さんの場合には、自分の立場はこうだと、それも合わせて書き込みまして、県の意見としてではなくてですね、利水関係協議会全体の意見として、これをJR東海さんに返したわけですね。これに対して、確か、昨日の朝かな、突然返事が来たということで、この返事についてですね、今日、渡邊参事が来ておりますので、ちょっと聞いてください。この返事は全て利水関係協議会に対して配りました。ですから、私どもが、なにか利水関係協議会の人々と別個に行動してるんではありません。どうぞ。

（くらし・環境部南アルプス担当参事）

くらし・環境部参事の渡邊でございます。いわゆるJR東海の東京電力RPさんと協議を開始することの前提条件について、その協議会での検討と、それから昨日のJR東海の方から出ました文書について御説明させていただきます。まず約1年前に出たB案のですね、その前提条件というのがようやくここに出てきたわけです。それで、この条件についてどうするかということで、3月27日に利水関係協議会を開きまして、3月27日開いた利水関係協議会の目的というのは、協議を開始することの了解ではなくて、協議を開始する前提条件を了解するかということだったんですね。そのことについては、前提条件、当日もですね、修正意見が出たりであるとか、様々な質問が出ました。ということでその前提条件についてどのように修正するかという取りまとめを、利水関係協議会、全体で22名いますけども、その中で取りまとめを行い、ようやく先月4月14日に協議会の意見、意見ではなくて、すみません、協議会での決定事項があったということで、それを協議会の規約に基づいて、県からJR東海にお伝えしたということでございます。それにつきまして、昨日、たまたまだと思いますけれども、専門部会9時半から開くという当日26日の朝、8時半にですね、JR東海さんからメールが来ております。そのメールの中で、JR東海さんとしては、県に対してその修正部分の内容について確認したいという文書の発出がありました。ただこの文章についてはですね、ちょっと私達との認識とは事実の認識に相違がありますのでまずその部分を確認したいと今考えております。先ほども言いましたけども、私どもが4月14日出した文書というのは、県が勝手に作って

出した文書ではなくて、あくまでも、協議会規約に基づいて協議会での決定事項をJR東海にお伝えしたものです。ところがJR東海さんの文章においては貴県が修正された箇所とかですね、貴県の見解を御教示くださいと、まるで県だけが言っているかのように書かれておりますが、この修正については先ほども申し上げました通り、調整の段階で、会員から様々な意見があった中で、その意見を踏まえて協議会として修正して、その意見をお伝えしたものであり県が単独で修正したものではありません。また、協議会というのはですね、各会員が全て平等の立場ということで、県が代表ではないわけですから、この問題について、貴県の、本県の回答、見解だけを申し上げるべきではなくて、あくまでも、そういう意見があれば、協議会で諮る必要があるというふうにこれまでも何度もお伝えしているところですが、そこがJR東海さんには認識されていないのではないかというふうに感じております。それから、2つ目としまして、これもありますけども、3月27日の大井川利水関係協議会において、貴県を除く協議会会員は、JR東海が説明した3つの前提に対して特段の異論はなく、貴県のみが結論を保留されたと認識しております、と記載されております。しかしながらですね、当日、前提条件を了解するかどうかの協議会において、前提条件の修正意見があって、それから様々な質問があり、さらにはですね、今回その協議会として意見をまとめるにあたり、様々な意見が出されて、それでその上で修正した意見を皆さんの決定事項として出しておりますので、本県のみが、本県以外の会員は全て異論がなかったであるとか、またはですね、本県のみが結論を保留されたというのは、明らかにその認識は当たらないというように考えております。まずはこの辺りをですね、JR東海さんの認識をまず合わさせていただきまして、文書でいただいておりますので、このことについては、文書でいただいたことについては文書で回答をすることになるかというふうに考えております。以上であります。

(記者)

ありがとうございました。

(記者)

すみません、中日新聞です。今のNHKさんの質問に絡んで、リニアのことなんですけど、先ほど知事、議論の中身を丁寧に見てもらってというお話をされたかと思えます。

(知事)

はい。

(記者)

昨日の県の専門部会ではですね、高速長尺先進ボーリングを巡る議論がされてですね、山梨県内の地下水は静岡の水なのかどうかというような議論にも発展していきました。これ、何ををもって静岡の水かという定義もあると思いますし、どこまでいってもなかなか静岡の水と特定するっていうのは、難しいところなのかなと個人的には感じております。で、こうした議論の前提には、高速長尺先進ボーリングで流出する可能性、流出する可能性のある静岡県の水を全て静岡県内に戻すというお考え、これが根底にあるかと思えます。ただ、大事なものはその南アルプスの環境であったり、大井川の表流水、あるいは地下水などに影響があるかどうかという点だと私は思っておりますが、その高速長尺先進ボーリングで流出する可能性のある水を、全て県内に戻すということが大前提なんでしょうか。つまりその影響よりも、全ての水を返してもらうという方を優先されているのでしょうか。そのスタンスを確認させてください。

(知事)

はい。水を利用している中下流域の人が多くですし、もちろん上流域にも生物が生息してるわけですね。したがって、その生態系を守ることがございますが、さしあたってその流量が減るとですね、あるいは水質が変わると、生活や産業に影響いたしますので、その意味でですね、流量はこれは全量戻さなくちゃならないということで、JR東海さんと合意ができてるわけですね。ただし、それをどのようにして戻すかということについて、われわれはまだ明確な御説明をいただいておりません。さしあたって、出ているのは、取水抑制ということだけでございまして、その意味でですね、両方は関係しておりますが、自然、生態系を守ると。それから、その流量が減ると、これは、それこそ生活や産業に関わりますので、これは減らさないようにしなくちゃならないということなのでですね、両方とも関係してるということです。

(記者)

全量に戻さなければいけないということで合意しているというのは、工事期間中の話かと思うんですが、今回、あの高速長尺先進ボーリングであって、山梨県側で行われているものです。これに対しても、その全量に戻さなければいけないという考えは譲らないということでしょうか。

(知事)

ともかく行政区の、この境界でですね、自然は分かれているわけじゃないんです



ね。静岡県内に1km分ぐらい入ったところまでですね、山梨工区とされているわけですね。その山梨工区というところはですね、破碎帯があるってことがほぼ確実に、JR東海さんの公開された資料によってわかってるわけです。しかもそれがですね、山梨県側にまで連続している可能性が極めて高いということも、JR東海さんの資料によってわかっているわけですね。したがってですね、これは破碎帯が地下で連携しているということからですね、この水がですね、どちらのものであるかというのは行政の問題ではないので、われわれとしては深い関心があるということです。そして、工事中に出る、その水の、山梨県側に流出するものを戻すということですから、ですから今、今んとこ出てないと、あんまりしか出てないってことですが、それがどっから出てるかっていうのはですね、専門部会の丸井先生から明確に、山梨県側の高速長尺先進ボーリングの湧水が、静岡県の地下水である根拠を科学的に示す方法があるというふうに言われておりますので、これをきっかり科学的工学的にやるというのが、丹羽新社長も、明確に言われて、かつ、また私も同意した中身ですので、これをしてもらわんといかんというふうに思っております。

(記者)

わかりました。ありがとうございます。

(知事)

はい。

(記者)

すいません静岡新聞です。盛土の関係でいくつかお聞かせください。まず、日向・杉尾の行政処分の関係ですけれども、これは今回行政処分出されたというのは、日にち、いつ付けかというのをもう一度確認させてもらってよろしいでしょうか。

(知事)

令和5年4月3日付で現状回復の命令を事業者に対して行いました。そして5月8日までに原状回復のための計画書の提出を求めて、5月19日までの工事着手を求めております。先ほど申し上げた通りです。

(記者)

通常ですと、行政処分というのは、警察や検察が立件する前に行われるものなんですけれども、今回は警察、県警とか地検が立件した後に行政処分出されてるん

ですけれども、この点については、なぜそういう順番になったのか。

(知事)

結果的にそういう順番でありましたけれども、われわれの方は砂防指定地に指定されているところで、どういう理由か知りませんが、2000 何年でしたかね6年に、6月21日付ですね、始末書が出てたわけですね。そこで油断したかなという反省がございまして、今回、明らかにこれは犯罪行為であるということで、我々としましては、わかったときにすぐ行動するということが結果的にこの刑事告発されたその後になったということでございます。告発されたから云々ってことではありません。

(記者)

刑事告発はしたんですか。

(知事)

いや、今、逮捕されましたね。そのことを申し上げてます。

(記者)

で、その、警察が立件したあとになった理由っていうのはどういうことなんですかね、その遅れた理由っていうのは。

(知事)

理由というよりも結果的にそうなったという順序ですね、警察が先、うちが後ということよりも、もう既にこの件につきまして、私が現場に行ったときからどうするかという、そういうその対応をですね、関係部局と真剣に議論しておりまして、そうしたタイムスケジュールの中で、こういうふうになったということで、警察がそれをしなくて、警察の方が動かなくても、私どもはこのような動きをするということございまして、警察任せにするということではなかったんです。

(記者)

もう少しそこを聞きたいんですけど、あの熱海のその土石流で、あれだけ盛土が問題になったにも関わらず、もう2年近く経っているわけですよ、このタイミングで行政処分を出すという、遅すぎないですかという問題意識はないんでしょうか。

(知事)

これが知られたのは、私が行った直前のことですね、現場に行った。それまでは、残念ながら報告を受けていなかったのですね、受けてすぐに現場に行き日向と杉尾を見て、そして対処法を考えるということになったわけです。ですから熱海土石流云々、これから2年経ってほっといたってということじゃなくて、知ってすぐ動いたということは御理解いただければと存じます。

(記者)

あの知事が視察される前からですね、一応動いていたとは思いますが、ただ、その知事に詳細な指導の報告も上がってなかったということ、それについては問題意識はないのでしょうか。

(知事)

ありますね。やはりこれはもう、こうしたことについて、重要な案件についてはですね、全部担当部局で背負うのではなくて、やはり共有しなくちゃいけないというように、組織文化の問題ですけれども、そういう横串を刺しながら、そして報告さえしていただければ、現場を見に行き一緒に考えて、それぞれの部局がそれに応じた形での動きをすると、こういうふうに、いわゆる今回の反省を踏まえてですね、今、体制を立て直しているところで、そうした一環として、杉尾日向の問題、これは焦点になっているということでございます。

(記者)

そうですね、その遅れた理由というか経緯の中で、2006年に先ほど言われた始末書を出されて、提出を受けていたということがありましたけれども、それが今回の遅れにどう繋がっていくと、いっているというふうに、知事御自身は総括されてますか。

(知事)

そうですねこれはなかなか、まだ、その2006年に出したんですね。始末書にはですね、17項目にわたって事業者の方がこれこれのことをするというふうに書かれてるわけですね。まずはこれを信用して、安心したという面があったかなと、ここに油断があったかなと。実際はそれ以降にも盛土をしていたわけですから。ですからここは、何でこれがですね、放置されたのかというのは検証に値すると思っています。

(記者)

検証に値するということですが、先ほどOBの職員に事情の確認を進める

というお話もありましたけども、それは検証作業の一環ということで。

(知事)

そうですね。まず何が起こったかを正確に知るということですね、事実確認をしていこうという、今、最中であります。

(記者)

それと、その当時の詳細な資料がないというふうなことも言われてたと思うんですけども、一応、私、公文書開示請求して、詳細な経緯が一応記されている文書は出していただいているんですけども、そのことを、その存在は御存知ないということですか。

(知事)

2006年以前のものでしょうか。

(記者)

2006年の頃、2005年ぐらいから現時点までのものです。

(知事)

いろいろ議論をしたのは2006年の前ではなかったかという、私は報告を受けて印象を持っておりました。今回、通報を受けてですね、現場を見て、そして動いたということをございまして、その間のだいぶ時間が、2006年から2023年ですから、17年もですね、時間が経っております、辞めた職員もいますので、そこに事情を聞くということから始めようということをございます。

(記者)

詳細な経緯の載った文書はあるんですけども、それにしても、確かに知事おっしゃるように、指導していたのかわかんないというか、途中経過としてかなり抜けている期間というのがありまして、文章自体も、図面ですとか、行政処分の命令案みたいなものも残っていないんですけども、この文書管理のあり方については、知事どのように。

(知事)

そうですねこの文書管理のあり方も、これは熱海土石流絡みで指摘されまして、この逢初川特別委員会でも指摘されているところをございますから、これについてもですね、どういうふうにして、しかるべく残し、それを資料として使える

ようにしていくかという、今、体制を作っているところでございます。

(記者)

ありがとうございます。その文書管理に絡んでですけど、熱海の土石流の行政対応文書の関連でお聞きしたいんですけども、先日もちょっと質問させていただきましてけれども、行政対応の文章を白黒にして、ホームページに公表していたということで、知事、調査、確認、背景について確認しますということをおっしゃっていたと思うんですけども、その後、その白黒にした経緯についてはわかったことがありますでしょうか。

(知事)

白黒で見えなければ仕方ありませんからね。ですから、それだと公開したことにならないので、原本がカラーであることもわかりましたので、したがって現在、県のホームページに白黒で公開されているものにつきましては、順次カラーに変えていくというふうにしております。

(記者)

どのぐらいの量が、白黒で判読できない状態の文書だったのか。

(知事)

私、量は知りませんが、わかる人がいれば。

(経営管理部総務局参事)

経営管理部総務局参事の清水と申します。今の御質問で、どのぐらいの量が白黒で公開していて、判別ができないような状態かという御質問だったんですけども、ちょっとどのぐらいの量かまでは、ちょっと、今、現在把握ができておりませんので、もし可能であれば、個別にですね、対応というか、御質問いただければ、ちょっと確認をさせていただいた後でまたお答えするようなですね、そんな形で対応させていただけたらと思います。以上です。

(記者)

それはわかったら教えていただきたいと思うんですけども、それで、どのような作業を行って、この白黒にしていたのかという部分に関しては、わかっている範囲で教えていただければと。

(経営管理部総務局参事)

どのような作業というのは、そのホームページに公開をする時に、どういう方針でホームページに載せるような作業をしていたのかという、そういう意味になりますか？

(記者)

元々カラーだった文書だと思いますけれども、このカラーの文書を白黒でコピーしたというそういう理解でよろしいでしょうか。

(経営管理部総務局参事)

その作業する過程で、おそらくなんですけれども、白黒でコピーしたものをホームページに掲載するための作業に使用したというような理解でよろしいかと思えます。ただ、なぜその白黒でコピーしたかというところにつきましては、現時点の段階では、その理由まではちょっと把握できていないような状況にございますので、そこはちょっと御理解を、現時点は御理解いただけたらと思っております。以上です。

(記者)

担当者の方は何ていうふうな説明をされてるのでしょうか。

(経営管理部総務局参事)

なので、現在の担当の方にも確認をしたんですが、現在の担当も、当時の担当に確認をしたんですが、そのなぜ白黒だったのかというところまではですね、今聞いている範囲の中では、ちょっと詳細がわからないというふうに聞いてるものですから、ちょっと今はそれ以上のお答えはできないような状況にございます。

(記者)

わかりました。その辺も含めてわかったら教えていただきたい。

(経営管理部総務局参事)

わかりました。

(記者)

静岡新聞と申します。すいません、ちょっと質問が前後して申し訳ないんですが、リニアの関係でちょっと1点確認したいことがあります。今、県としてはJR東海に対して山梨県での高速長尺先進ボーリングで、県境付近の山梨県側を削孔する際に、静岡県の地下水が流出するかもしれないということで、流出

するのであれば、その全量に戻して欲しいということを求めていると思いますが、当然ですがその後、ボーリングが終わった後は先進坑の工事があるわけですが、これ先進坑の工事においても同様の対応を、山梨県境の山梨県側を掘削する際に同じように県外流出するかもしれないということで、県外の、地下水のその県外流出する量の全量というものを、山梨県側の先進坑の掘削でも求めていくのでしょうか。

(知事)

今は、ともかく長尺先進ボーリングですね。これで軟弱土質というか、脆い土質にぶつかって前に進めなくなっておっしゃってるわけですね。ただ、水はほとんど出てないというふうに報告を受けております。したがって、そこ辺りまで先進坑を掘りたいと、今、高速長尺先進ボーリングは1番伸びるところまで行って、それ以上は掘れないということなので、掘れるために先進坑を掘りたいとおっしゃってるわけですが、私はそのことにもましてですね、調査の方法が、例えば丸井先生だとか他の大石先生だったのでしょうか、おっしゃっているのですね、専門部会で出られている専門の先生の、土質や水に関わるこの調査の方法ですね。つまり先進坑を掘らないとできないというものなのか、実はできるというふうにおっしゃってる先生、例えば丸井先生がそうでありますので、こうした意見も尊重していただきたいと思いますね。さらに言えばですね、南アルプス全体につきまして、これは政府与党の昨年7月における参院選の公約につきましても、この南アルプスの自然保護、水の保全というのほうたっております。それだけじゃありません。まだ静岡県が、いわゆる期成同盟会に入るのは、7月ですから、その前の6月にですね、総会が開かれまして、そこででも同じことを静岡工区における南アルプスの自然の保護と、水資源の保全をうたわれているわけですね。だからそれを今、できるのかどうかというリスク管理をですね、含めて、ちゃんと調査しなくちゃいけないんですよ。その調査の方法について、専門部会でやってるわけですね。その専門部会で出た意見はですね、強引に掘るっていうのではなくて、尊重してやっていただきたいと。いくつかの方法があるなら、そのうちですね、最良の方法を、このABCあれば、このAがBに、BがCに優先すると、それならばAという方法でやろうではないかというふうに、誰にもわかる形で説明して調査していただく必要があるというふうに私は思っております。したがって、その先進坑ありきという話は、専門部会でも「ちょっとそれ待ってください」という意見が出たのはもっともだという理解であります。

(記者)

今、議題になっている高速長尺先進ボーリングも、水抜きっていう意見もある一

方で、調査っていう側面もあるかと思うんですが、このボーリングにおいても水が抜けるかもしれないってことで、その方法だとか、実際に抜けたら全量に戻す方法っていうものとか、調査方法とかっていうのを、今、議論してるわけですよ。そういった議論がある程度済んで、ボーリング調査、ボーリング終わってくれば当然次は、その先進坑の掘削に入ってくるわけですよ。そのタイミング、先進坑が掘削されていけば当然その県境付近まで掘削するタイミングが必ず出てくるわけなんですけども、その県境の山梨県側、静岡県との県境に、山梨県で、今、掘り進めている先進坑が近づいてきたときにも、同じようにその静岡県の地下水が流出するかもしれないってことで、その全量の返還を先進坑の議論でも求めるか、求めるのかどうかっていうことの質問です。

(知事)

調査のためのボーリングをさせていただきますということだったわけですね。高速長尺先進ボーリングというのは調査のためとJR東海さんほうたわれております。しかし一般常識としては、これは水抜きと調査を兼ねるといって、こうした工法であるということは、周知の事実なわけですね。ですから、この調査の方法がそれしかなければ仕方ありませんけれども、破碎帯であるってことが、またそこに水が滞留してるってことが、JR東海さんの、この斜めに掘られた調査でわかってるわけですね。ですから、その水について、どの水かということが特定できますよということ、専門家の丸井先生が言われているのでですね、そうした方法と比較し、その比較したうえで、調査に最も適した方法をとるといふうに、この段取りはするべきだと思います。先進坑ありきではありません。突然出てきたのでびっくりしてます。

(幹事社)

ではよろしいでしょうか。それではこれで会見を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(知事)

ありがとうございました。